

# 事業評価シート

担当課・室長：地下水・地盤環境室長

事業名	地下水汚染対策
上位施策名	水環境の保全
1 事業の概要	<p>地下水の水質汚濁の防止のため、環境基準の設定を行うとともに、水質汚濁防止法による地下浸透規制等の措置を講じ、環境基準の維持達成を図る。</p> <p>全国の地下水汚染の状況を把握するため、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、常時監視を行う。</p> <p>汚染された地下水の浄化対策を推進するために、地下水等の調査方法等の策定、浄化技術開発等を行う。</p>
2 進捗状況	<p>平成元年に有害物質を含む水の地下浸透規制を実施し、平成9年には地下水の水質汚濁に係る環境基準として23項目を設定した。また、平成11年には、新たに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等3項目を環境基準項目に追加するとともに、平成13年7月に水質汚濁防止法の有害物質に指定し地下浸透規制等の対象とした。平成11年度概況調査では、環境基準の超過率は5.6%であった。</p> <p>毎年、全国で10,000地点以上の井戸で地下水質の常時監視を行っている。また、平成12年度からダイオキシン類対策特別措置法に基づき、都道府県等による常時監視が開始され、平成12年度は全国の約1,400地点の井戸を調査した。</p> <p>地下水汚染対策を効率的かつ効果的に進めるために、土壌・地下水汚染に係る調査から対策に至るまでの一連の手順・手法を示した「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」を平成11年度に策定するとともに、平成12年度から地下水浄化技術の実証試験を実施している。</p>
3 評価	<p>硝酸性窒素等3項目が環境基準項目及び有害物質として追加されたことにより、これらの物質による地下水汚染防止の枠組みが整った。しかし、現在も環境基準を超過する地下水汚染が判明しており、今後も地下浸透規制の徹底等により環境基準の維持達成に努めることが必要である。</p> <p>常時監視地点の数は増えており（平成元年度6,694本、平成11年度11,046本）着実に常時監視体制が整備されている。今後は調査地点数や調査項目の増加に伴い、効率的かつ経済的な調査手法の検討が必要である。また、ダイオキシン類に関しては、平成12年度から常時監視が開始されたところであり、監視状況は十分でないことから、監視体制の強化に努める必要がある。</p> <p>地下水汚染の浄化対策は指針に基づき、事業者等による自主的な調査及び浄化対策が進んでいる。現状では地下水浄化は長期間にわたり、多額な費用がかかること等から浄化対策の実施率は、汚染原因者が判明している事例の44%であり十分とはいえない。今後は浄化対策を推進するためにより安価で効果的な浄化技術の開発が必要である。</p>

4 予算事項名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水基準等緊急立入調査費</li> <li>・水質環境基準等監視費補助</li> <li>・ダイオキシン類水質汚濁監視費補助</li> <li>・地下水汚染対策調査</li> <li>・ダイオキシン類地下水汚染原因究明手法設定調査</li> <li>・硝酸性窒素総合対策推進事業</li> <li>・地下水質常時監視手法検討調査</li> </ul>
5 対応副施策等	土壌環境の保全